

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	えびの市

えびの市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 えびの市農林整備課林務係
所在地 宮崎県えびの市大字栗下1292番地
電話番号 0984-35-3725
FAX番号 0984-35-0401
メールアドレス norin@city.ebino.lg.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、アナグマ、アライグマ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宮崎県えびの市

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	イネ(水稻)	3.50	3,780
	いも類	1.30	2,146
	野菜	5.13	8,241
	飼料作物	0.27	75
	合計	10.20	14,242
シカ	イネ(水稻)	6.00	6,930
	野菜	4.30	7,237
	飼料作物	7.00	2,390
	合計	17.30	16,557
カラス	イネ(水稻)	0.10	105
	野菜(キャベツ)	0.03	90
	合計	0.13	195
アナグマ	いも類	0.33	539
	合計	0.33	539
アライグマ	—	—	—
	合計	—	—
カワウ	—	—	—
	合計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

えびの市は、北を九州脊梁山、南を霧島連山に囲まれておりイノシシ・シカが里山周辺でも生息していると思われ、農作物の被害は恒常的に発生している。
 また、近年、中山間地での鳥獣の被害が発生しており、飼料作物及び市の主要作物である水稲の被害が著しい。さらに、農作物の被害ではないため被害を把握しにくい畜舎外に保管してある飼料のロール等についても鳥害及びアナグマによる被害が発生しており、防疫上も病気の発生源としてのリスクを抱えている。なお、アライグマについては、生息が確認できておらず、被害もないが、近隣市にて生息が確認されており、侵入の恐れがあるため、今後に備えて対策が必要である。
 カワウについては、市境を越えて分布、移動するため近隣自治体と連携し、広域的な被害対策を検討する。

- (注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度) 〔30%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	10.20	14,242	7.14	9,969
シカ	17.30	16,557	12.11	11,589
カラス	0.13	195	0.09	136
アナグマ	0.33	539	0.23	377
アライグマ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—

- (注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	えびの市鳥獣被害対策実施隊により、銃器及び罠による捕獲を実施。 (捕獲体制の整備) 捕獲機材の導入(箱わな等)	猟友会員の高齢化 免許取得者の減少 捕獲獣の有効利用
防護柵の設置等に関する取組	事業を活用し、侵入防護柵の設置を支援(電気防護柵等)	農業者の高齢化及び担い手不足による設置後の管理。 より効率的な効果を得るため、地域ぐるみの取組が必要。
生息環境管理に関する取組	地域における被害対策の研修会を実施	高齢化及び担い手不足による労力の不足

- (注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

えびの市における令和3年度の被害金額は31,533千円、被害面積は27.96haとなっている。主な被害としてイノシシ、シカによる水稻、飼料作物の被害があげられる。
これまでのえびの市鳥獣被害対策実施隊の捕獲を継続すると共に、被害地域住民に対し被害防止対策を広報等で周知するなど意識改革に取り組み、地域住民による有害鳥獣の追払い等により被害の軽減を図る。なお、捕獲した有害鳥獣の有効利用を図るための調査、研究を進める。
※今後の計画
①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けて取り組む。
②地域で鳥獣害防止爆音機等を活用し有害鳥獣を追払う。
③えびの市鳥獣被害対策実施隊で箱わな等を設置し捕獲を実施する。
④捕獲に従事する狩猟後継者の育成体制を講じる。
⑤捕獲した有害鳥獣を有効利用するために調査、研究を進める。
⑥電気防護柵及び防護ネット等の補助を集落単位で行う。
⑦耕作放棄地を減少するため、遊休農地等の所有者に対し耕作の指導や荒地にならないよう自己保全の指導に努める。
⑧鳥獣被害対策の地域リーダーを育成するための研修会を開催する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

えびの市鳥獣被害対策実施隊が活動。
(狩猟者83名、市職員10名)
アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	えびの市鳥獣被害対策実施隊による捕獲をより効果的に実施するため捕獲機材(わな)の導入を進めると共に、えびの市鳥獣被害対策実施隊の担い手の確保を図る。
	シカ	
	カラス	
	アナグマ	
	アライグマ	
	カワウ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ、シカ、カラス、アナグマの捕獲については、近年の被害状況および有害捕獲実績を踏まえて計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
シカ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
カラス	1,200羽	1,200羽	1,200羽
アナグマ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	-	-	-
カワウ	-	-	-

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ及びシカについては、第二種特定鳥獣管理計画及び第13次鳥獣保護管理法に基づき、市内全域で適正に銃器・わなを用い、随時有害鳥獣捕獲を行う。また、捕獲の要望が増加しているカラス及びアナグマについても発生が多い地域にわなを導入し、捕獲を進める。なお、アライグマは特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市内大規模牧場内草地においては見通しがよく散弾銃の射程距離に入る前に逃げられてしまうため、遠距離よりライフル銃で捕獲を行う。ライフル銃での捕獲を行う場所は、事前に市と狩猟者で安全を確認した後、警察と協議をして選定する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ	電気柵	2,500m	電気柵	2,500m	電気柵	2,500m
シカ	電気柵	5,000m	電気柵	5,000m	電気柵	5,000m
	WM柵	20,000m	WM柵	20,000m	WM柵	20,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	鳥獣被害対策実施隊員による設置後の適切な管理指導を行う。また、被害関係者を対象に侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ カワウ	・主に防護柵設置を検討している地域において、防護柵の管理や地域における鳥獣被害対策の基礎知識などの研修を行う。
令和6年度	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ カワウ	・主に防護柵設置を検討している地域において、防護柵の管理や地域における鳥獣被害対策の基礎知識などの研修を行う。
令和7年度	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ カワウ	・主に防護柵設置を検討している地域において、防護柵の管理や地域における鳥獣被害対策の基礎知識などの研修を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

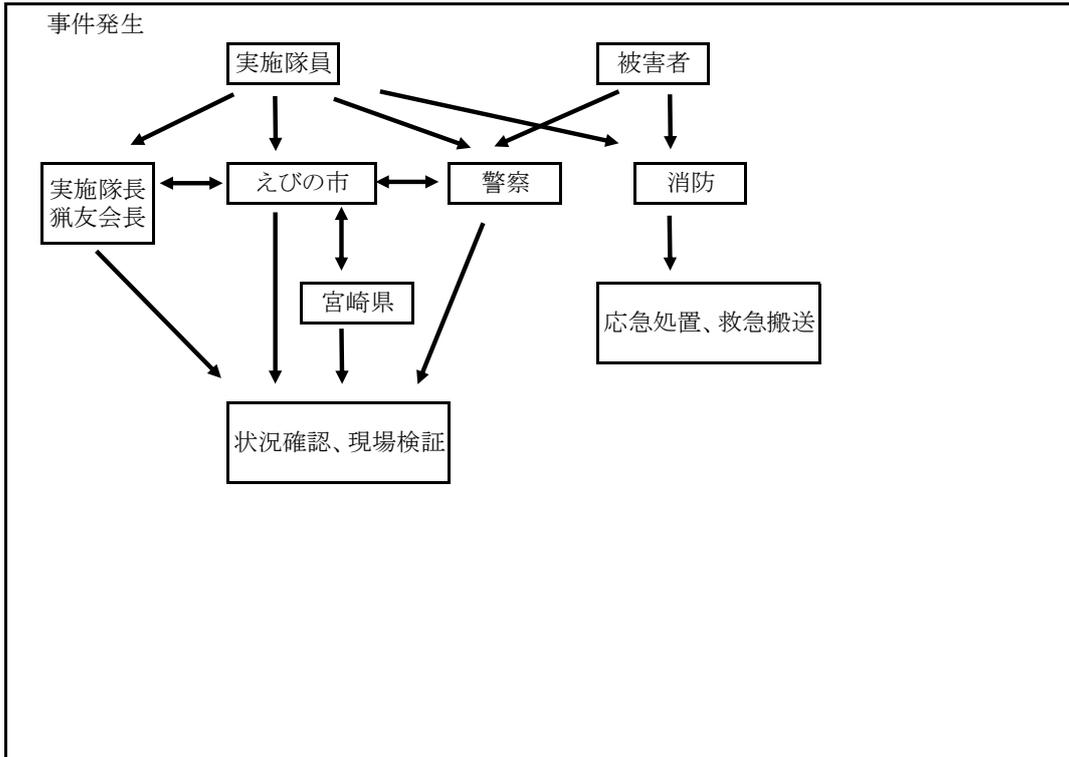
関係機関等の名称	役割
宮崎県	市町村界及び県域を越える場合の連絡調整
えびの警察署	住民の避難・捕獲班員に対する命令等
えびの市	避難場所の確保、住民の誘導、広報、情報収集、連絡調整
えびの市鳥獣駆除対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
えびの地区猟友会	実態調査等及び関係各位に連携図り、指揮の元、処置を講じる

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、生態系に影響を与えない適切な方法での埋設処分を基本とする。また、一部の個体についてはジビエでの活用を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状シカの精肉や加工品を販売しており、引き続きシカの精肉や加工品を販売しながら、新たな商品開発を検討していく。
ペットフード	現状シカを利用したレトルトの犬用エサを販売しており、引き続きシカを利用したレトルトの犬用エサを販売していく。
皮革	現状シカ革を利用した財布、名刺入れを中心に販売しており、引き続きシカ革を利用した財布、名刺入れを中心として販売していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	現状シカの角を利用した犬用おやつやアクセサリーを販売しており、引き続きシカの角を利用した犬用おやつやアクセサリーを販売していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	えびの市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
えびの市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び農林業者への指導
えびの市有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理、有効利用及び農林業者への指導
宮崎県西諸県農林振興局	協議会に対する助言及び情報提供
えびの市農業協同組合	協議会に対する助言及び農業者への指導
宮崎県農業共済組合西諸センター	協議会に対する助言及び農業者への指導
西諸地区森林組合	協議会に対する助言及び林業者への指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
えびの市鹿協会	捕獲した鳥獣をジビエ処理加工施設で利活用を図る。
株式会社 サンライフ	捕獲した鳥獣をジビエ処理加工施設で利活用を図る。
ジビエカトウ	捕獲した鳥獣をジビエ処理加工施設で利活用を図る。
宮崎森林管理署	協議会に対する助言及び指導

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

えびの市鳥獣被害対策実施隊
平成24年1月26日設立
平成26年度えびの市職員10名で構成(民間隊員無)
平成28年度民間隊員38名で設立(令和4年度83名)
主な活動内容は、①侵入防止柵の設置指導
②集落における被害防除対策等の指導・助言
③捕獲活動の実施 等

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大規模経営を行う農家及び事業者に対して、狩猟免許を持つ従業員に有害鳥獣捕獲許可を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、西諸県農林振興局と情報の交換を行うと共に、被害地域においても連携を図り現地研修会等を行い意識改革を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。